

# 一般財団法人 神奈川県建築安全協会

## 確認検査業務手数料規程

平成12年	6月21日	制定	平成14年	4月19日	改正		
平成15年	4月	1日	改正	平成18年	6月	1日	改正
平成18年	9月	1日	改正	平成19年	6月20日	改正	
平成21年	4月	1日	改正	平成21年10月	1日	改正	
平成21年10月	9日	改正	平成22年	6月	1日	改正	
平成22年10月	1日	改正	平成23年	4月	1日	改正	
平成23年	6月15日	改正	平成23年10月	1日	改正		
平成24年	4月	1日	改正	平成25年	4月	1日	改正
平成25年	6月	1日	改正	平成26年	6月	1日	改正
平成27年	8月	1日	改正	平成27年12月	1日	改正	
平成28年	6月24日	改正	平成29年	4月	1日	改正	
平成29年	5月	1日	改正				

(趣旨)

第1条 この規程は、一般財団法人神奈川県建築安全協会確認検査業務規程（以下「業務規程」という。）第62条第1項の規定に基づき、一般財団法人神奈川県建築安全協会（以下「協会」という。）が実施する確認検査の業務及びその関連事務に係る手数料（以下「手数料」という。）について、必要な事項を定める。

(建築物の確認審査手数料)

第2条 建築物の新築、増築又は改築の確認審査業務に係る手数料の額は、申請一件につき、別表第1に掲げるとおりとする。

2 別表第1の適用は次のとおりとする。

(1) 「一戸建て住宅」は、同一敷地内にある建築物の床面積の合計の過半の用途が一戸建て住宅であるものとする。

(2) 床面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、その他の用途に供する部分の床面積の合計が50㎡以内の兼用住宅は、別表第1の一戸建て住宅を適用する。

(3) 「型式認定」は、同一敷地内にある建築物の延べ面積の過半が型式認定を受けた建築物であるものとする。

(4) 「床面積の合計」は、当該建築物の申請に係る部分の床面積について算定する。

3 移転、大規模の修繕、大規模の模様替及び用途変更にあつては、前2項にかかわらず申請に係る床面積の2分の1の面積を、別表第1に適用した額とする。

4 第1項、第2項の規定にかかわらず、建築物の計画変更の確認審査業務に係る手数料は、次の各号による。

(1) 床面積の合計が500㎡を超える建築物にあつては、計画変更床面積算定票(様式1)により算定した面積を別表第1に適用した額とする。

(2) 床面積の合計が500㎡以内の建築物で直前の確認を協会で受けたものは10,000円とする。

5 確認申請の取下届又は工事の取止届をした一戸建て住宅(法第6条の4に掲げるものに限る。)の計画について、当該届をした日から1年以内に再度確認申請を行うものは10,000円とする。

(昇降機の確認審査手数料)

第3条 建築基準法施行令(以下「令」という)第129条の3第1項に掲げる昇降機(以下「昇降機」という。)の確認審査業務に係る手数料の額は、昇降機一基につき、別表第4(い)欄に掲げた額とする。

2 前項の規定にかかわらず、直前の確認を協会で受けた昇降機の計画変更の確認審査業務に係る手数料の額は、昇降機1基につき、別表第4(え)欄に掲げた額とする。

(工作物の確認審査手数料)

第4条 令第138条第1項第3号(広告塔、広告板に限る)、第5号及び第3項第2号に掲げる工作物(以下「工作物」という。)の確認審査業務に係る手数料の額は、工作物1件につき別表第5(い)欄に掲げた額とする。

2 前項の規定にかかわらず、直前の確認を協会で受けた工作物の計画変更の確認審査業務に係る手数料の額は、工作物1件につき別表第5(え)欄に掲げた額とする。

(建築物の中間検査手数料)

第5条 建築物の中間検査業務に係る手数料の額は、申請一件につき、別表第2に掲げるとおりとする。ただし、申請に係る建築物の敷地が横浜市又は藤沢市の区域内にある場合は、同表に掲げる手数料の額から1,000円を減じた額とする。

2 別表第2の適用は第2条第2項を準用する。

(建築物の完了検査手数料)

第6条 建築物の完了検査業務に係る手数料の額は、申請一件につき、別表第3に掲げるとおりとする。ただし、申請に係る建築物の敷地が横浜市又は藤沢市の区域内にある場合は、同表に掲げる手数料の額から1,000円を減じた額とする。

2 別表第3の適用は第2条第2項を準用する。

3 移転、大規模の修繕及び大規模の模様替にあつては、前2項にかかわらず申請に係る床面積の2分の1の面積を、別表第3に適用した額とする。

(近接地でのまとまった検査の手数料)

第7条 前2条の規定にかかわらず、互いに近接した敷地における建築物の中間検査又は完了検査が同一検査日程で2件以上申請され、かつ検査を実施した場合には、各手数料の額を、別表第2又は別表第3に掲げる当該手数料の額から2,000円を減じたものとする。

(建築物の再検査手数料)

第8条 第5条及び第6条の規定にかかわらず、中間検査又は完了検査を実施した後に再度必要となった検査(以下「再検査」という。)業務に係る手数料の額は、申請1件につき、10,000円とする。

(昇降機の完了検査手数料)

第9条 昇降機の完了検査(再検査を含む。)業務に係る手数料の額は、申請1件につき、別表第4(う)欄に掲げた額とする。ただし、再検査の手数料の額は10,000円とする。

(工作物の完了検査手数料)

第10条 工作物の完了検査(再検査を含む。)業務に係る手数料の額は、申請1件につき、別表第5(う)欄に掲げた額とする。ただし、申請に係る工作物の築造場所が横浜市又は藤沢市の区域内にある場合は、1,000円を減じた額とする。また、再検査の手数料の額は10,000円とする。

(仮使用認定の手数料)

第11条 建築物の仮使用認定の業務に係る手数料の額は、申請1件につき、別表第6に掲げた額とする。

2 別表第6の「申請面積」は、仮使用認定を受けようとする部分の面積とする。

3 昇降機及び工作物の仮使用認定の業務に係る手数料の額は、別途協議による額とする。

(追加説明書の手数料)

第12条 業務規程第33条及び第40条に定める検査追加説明書に係るものの手数料の額は次の各号による。

(1) 業務規程第33条第4項及び第40条第4項に規定するもの  
説明書一件につき1,000円

(2) 業務規程第40条第6項に規定するもので床面積の合計が500㎡以内の建築物、  
工作物及び昇降機  
説明書一件につき10,000円

(3) 業務規程第40条第6項に規定するもので床面積の合計が500㎡を超える建築物  
説明書一件につき、様式1により算定した床面積を別表第1に適用した額

(届の受理手数料等)

- 第13条 業務規程第27条に定める軽微な計画変更届の受理に係る手数料の額は、届一件につき1,000円とする。
- 2 業務規程第52条に定める名義変更等届の受理に係る手数料の額は、届一件につき1,000円とする。
- 3 業務規程第55条に定める確認申請書等誤記訂正届の受理に係る手数料の額は、届一件につき1,000円とし、確認済証等の再交付に係る手数料の額は、1通につき1,000円とする。
- 4 業務規程第57条に定める地番変更届の受理に係る手数料の額は、届一件につき1,000円とする。

(証明書発行の手数料)

- 第14条 業務規程第56条に定める確認申請台帳記載証明書の発行に係る手数料の額は、証明書一件につき1,000円とする。

(確認申請関係書類の印刷の手数料)

- 第14条の2 業務規程第77条の予備の審査を電子データによって行った申請で、確認申請関係書類または計画変更確認申請関係書類を協会が印刷する場合の手数料は、申請1件につき1,000円とする。

(手数料の減額)

- 第15条 協会への年間の確認申請件数が一定以上となる申請者又は設計事務所等が、建築物等の確認検査の申請等をする場合の各手数料の額については、第2条第1項、第5条第1項及び第6条第1項の規定にかかわらず、当該各規定に基づく手数料の額を減じることができる。
- 2 前項に定めるもののほか、確認検査の業務が効率的に実施できる場合その他合理的理由がある場合には、理事長は、第2条から第13条までに定める手数料の額を適切な範囲において減じることができる。

(手数料の加算)

- 第16条 業務規程第62条第5項に定める「高度な検討等を要するなど」とは、次の各号に該当する場合とし、第2条から第12条までの規定の手数料に別表第7、別表第8の額を加算する。
- (1) 次のいずれかの構造計算等の審査
- イ 令第81条第3項の規定に基づく構造計算（以下「ルート1計算」という。）によるものの審査
- ロ 法第6条の3第1項ただし書きに規定する特定構造計算基準及び特定増改築構造計算基準（以下「ルート2審査」という。）基準によるものの審査

- ハ 法第6条の3第1項の規定により、構造計算適合性判定を要するもの（以下「適判物件」という。）の審査（構造計算適合判定通知書との照合審査（以下「照合審査」という。）を含む。）
- 二 令第137条の2の規定により既存の建築物に構造耐力規定の遡及適用があるものであって、令第46条第4項の規定（枠組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物の場合にあっては平成13年国土交通省告示第1540号第5第5号の規定）に基づく計算（以下「増築等の壁量計算」という。）によるものの審査（法第20条第1項第4号に掲げる建築物のうち木造のものに限る。）。
- ホ イからニに該当しない構造審査（以下「その他の構造審査」という。）
- ヘ 擁壁で複数の断面検討を必要とするもの。
- (2) 法第56条第7項各号の規定による高さ制限を不適用（以下「天空率」という。）とする審査
- (3) 階避難安全検証法又は全館避難安全検証法の審査
- (4) 耐火性能検証法の審査
- (5) 直前の確認を当協会を受けていないものの検査
- (6) 別表第9に掲げる区域における検査
- 2 前項第1号イの加算は、別表第1の適用において床面積の合計が500㎡を超える建築物にあっては、計画変更申請又は業務規程第40条第6項に定める検査追加説明書（計画変更相当に限る。）により、同号に定める構造計算を行う場合に限る。

## 附則

- この規程は、平成12年6月21日より施行する。
- この規程は、平成14年4月19日より施行する。
- この規程は、平成15年4月1日より施行する。
- この規程は、平成18年6月1日より施行する。
- この規程は、平成18年9月1日より施行する。
- この規程は、平成19年6月20日より施行する。
- この規程は、平成21年4月1日より施行する。
- この規程は、平成21年10月9日より施行する。
- この規程は、平成22年6月1日より施行する。
- この規程は、平成22年10月1日より施行する。
- この規程は、平成23年4月1日より施行する。
- この規程は、平成23年7月1日より施行する。
- この規程は、平成23年10月1日より施行する。
- この規程は、平成24年4月1日より施行する。
- この規程は、平成25年4月1日より施行する。
- この規程は、平成25年6月1日より施行する。

この規程は、平成26年6月1日より施行する。

この規程は、平成27年8月1日より施行する。

この規程は、平成28年1月1日より施行する。

この規程は、平成28年10月1日より施行する。

この規程は、平成29年4月1日より施行する。

この規程は、平成29年6月1日より施行する。

別表第1 建築物の確認審査手数料（第2条関係）

床面積の合計	手数料の額			
	一戸建て住宅		その他の用途	
		型式認定		型式認定
100 m <sup>2</sup> 以内のもの	18,000 円	16,000 円	28,000 円	26,000 円
100 m <sup>2</sup> を超え、200 m <sup>2</sup> 以内のもの	28,000 円	25,000 円	33,000 円	30,000 円
200 m <sup>2</sup> を超え、300 m <sup>2</sup> 以内のもの	38,000 円	34,000 円	40,000 円	36,000 円
300 m <sup>2</sup> を超え、500 m <sup>2</sup> 以内のもの	48,000 円	43,000 円	50,000 円	45,000 円
500 m <sup>2</sup> を超え、1,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	110,000 円	100,000 円	110,000 円	100,000 円
1,000 m <sup>2</sup> を超え、2,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	160,000 円	145,000 円	160,000 円	145,000 円

別表第2 建築物の中間検査手数料（第5条関係）

床面積の合計	手数料の額			
	一戸建て住宅		その他の用途	
		型式認定		型式認定
100 m <sup>2</sup> 以内のもの	22,000 円	20,000 円	30,000 円	28,000 円
100 m <sup>2</sup> を超え、200 m <sup>2</sup> 以内のもの	30,000 円	27,000 円	35,000 円	32,000 円
200 m <sup>2</sup> を超え、300 m <sup>2</sup> 以内のもの	40,000 円	36,000 円	42,000 円	38,000 円
300 m <sup>2</sup> を超え、500 m <sup>2</sup> 以内のもの	48,000 円	43,000 円	50,000 円	45,000 円
500 m <sup>2</sup> を超え、1,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	100,000 円	90,000 円	100,000 円	90,000 円
1,000 m <sup>2</sup> を超え、2,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	140,000 円	125,000 円	140,000 円	125,000 円

別表第3 建築物の完了検査手数料（第6条関係）

床面積の合計	手数料の額			
	一戸建て住宅		その他の用途	
		型式認定		型式認定
100㎡以内のもの	24,000円	22,000円	32,000円	30,000円
100㎡を超え、200㎡以内のもの	32,000円	29,000円	38,000円	35,000円
200㎡を超え、300㎡以内のもの	44,000円	40,000円	46,000円	42,000円
300㎡を超え、500㎡以内のもの	54,000円	49,000円	55,000円	50,000円
500㎡を超え、1,000㎡以内のもの	120,000円	110,000円	120,000円	110,000円
1,000㎡を超え、2,000㎡以内のもの	160,000円	145,000円	160,000円	145,000円

別表第4 昇降機の確認検査手数料（第3条、第9条関係）

昇降機の種類（あ）	確認手数料（い）	完了検査手数料（う）	計画変更（え）
小荷物専用以外の昇降機	15,000円	20,000円	5,000円
小荷物専用昇降機	10,000円	18,000円	5,000円

別表第5 工作物の確認検査手数料（第4条、第10条関係）

工作物の種類（あ）	確認手数料（い）	完了検査手数料（う）	計画変更（え）
擁壁	15,000円	15,000円	5,000円
広告塔・広告板	20,000円	20,000円	5,000円
自動車車庫	40,000円	40,000円	10,000円

別表第6 仮使用認定の手数料（第11条関係）

申請面積	認定手数料
500㎡以内のもの	60,000円
500㎡を超え、1,000㎡以内のもの	120,000円
1,000㎡を超え、2,000㎡以内のもの	160,000円

別表第7 構造審査等の手数料加算（第16条第1項第1号関係）

申請面積 * 1	200㎡以内 のもの	200㎡を超え 500㎡以内の もの	500㎡を超え、 1,000㎡以内のも の	1,000㎡を超え、 2,000㎡以内の もの
ルート1計算	10,000円	20,000円	30,000円	
ルート2審査	90,000円/独立部分*2			120,000円/ 独立部分*2
適判物件 (照合審査を含む)	45,000円	60,000円		80,000円
増築等の壁量計算	7,000円	9,000円		
その他の構造審査	別途協議			
複数の検討断面を有 する擁壁の審査	5,000円×(n-1) * 3			

\* 1 「申請面積」は、第16条第1項第1号に定める構造計算等を要する建築物の床面積  
(ルート2審査及び照合審査は除く。)とし、令第137条の2の規定により既存の建築  
物に構造耐力規定の遡及適用があるものは当該部分の床面積を含む。

\* 2 「独立部分」とは、エキスパンションジョイント等で構造上分離されている建築物の各  
部分をいう。

\* 3 nは、検討断面の数

別表第8 その他の加算(第16条第1項第2号から第6号関係)

項目	手数料の額
天空率の審査	5,000円/区分 区分とは、道路斜線、北側斜線、隣地斜線
階避難安全検証法の審査	別途協議
全館避難安全検証法の審査	別途協議
耐火性能検証法の審査	別途協議
直前の確認を当協会で受けていないものの 検査	10,000円 当協会で行う検査の初回のみ
区域による検査手数料の加算	5,000円

別表第9 検査手数料を加算する区域(第16条第1項第6号関係)

検査手数料を加算する区域	相模原市緑区、愛甲郡清川村、足柄上郡山北町、 足柄下郡箱根町、真鶴町、湯河原町
--------------	--